



令和 8 年 1 月 6 日

国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について（1）

関東地方整備局は、株式会社ニッパツパーキングシステムズ（神奈川県横浜市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
株式会社ニッパツパーキングシステムズ	神奈川県横浜市西区北幸2丁目8番19号

### 2. 指名停止措置期間

令和8年1月6日から令和8年2月16日まで（6週間）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和3年から令和6年の間に実施した複数の建設工事において、建設業法第26条第1項の規定に基づき、主任技術者として資格を有する者を工事現場に配置すべきところ、これに違反して適切な配置を行わなかった。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、神奈川県知事より監督処分（営業停止（15日間））を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして神奈川県知事から監督処分（営業停止）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第13号>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不适当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内